

2014年12月28日 2015年5月25日改訂 5月27日三訂

20世紀前半のスプラトリー諸島に対する中国の関与に関するメモ：海南漁民と『申報』論調

鳴尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

中国側の研究〔李 1988〕では、フランスが1933年7月19日付けで現在スプラトリー諸島あるいはチュオンサ諸島あるいは南沙諸島と呼ばれている島々・岩礁の中に含まれる七島（以下、スプラトリー七島）の占領を正式に告示した後に、中華民国が即座に次のような対応をしたと述べられている。7月26日に中国政府の外交部スポークスマンがフランスに対して厳重に抗議を行い、島には我が漁民が居留しており、国際的にも中国の領土と確認されていると指摘し、8月には広東省政府がフランス政府に抗議を提出、その他国内の多くの機関、団体が政府に対してフランスの侵略への抗議の意思を伝えた。この記述の主たる資料は、『申報』の関連記事である。しかし、『申報』のこの問題に関する記事を丁寧に追ってゆくと、この記述が恣意的で不正確な要約であることが容易に知られる。

ここでは、まずスプラトリー諸島で活動していた海南島の漁民に関する情報を整理・検討した上で、フランスのスプラトリー七島の占領に対する中国側の対応について『申報』がどのように報じているかを時系列に沿って確認する作業を行い、さらに34年以降の中国側の対応についても初步的な検討を試みることにしたい。

1. 海南島の漁民の南シナ海での活動については、2種の資料がある。いずれも中国側が70年代後半に領有権の主張のために収集したものである。一つは、《更路簿》と呼ばれるパラセル諸島、スプラトリー諸島方面に関するローカルな水路誌であり、いま一つは、1977年に海南島の漁民にたいして行われた聞き取り調査の記録である。いずれも、〔韓主編 1988: 366-442〕に収められている。以下で検討するのは漁民の聞書きである。聞書きの内容を整理しなおしたものをおもに掲載している。

海南島の漁民は南シナ海の島々・岩礁に独自の命名を行っている。その地名と現在用いられている地名表記、戦前の日本の地名表記の対応は以下の通りである〔韓 2003: 176〕〔浦野 1997: 20-28〕。

双峙（奈羅）=North Danger Reef=Dǎo Song Tù=双子群礁=双子島

奈羅下峙= North Danger Reef, Northeast Cay=Dǎo Song Tù Đóng=北子島=北双子島

鉄峙=Thitu Island=Dǎo Thị Tú=中業島=三角島

第三峙=Loaita Island=Dǎo Loai Ta=南鑰島=中小島

銅鍋（銅金）=Lam Kiam Cay=Bãi An Nhơn=楊信沙洲

黃山馬=Itu Apa Island=Dảo Ba Bình=太平島=長島
南乙（南蜜）=Nam Yit Island=Dảo Nam Yết=鴻庥島=南小島
稱鈎=Sin Cown Island=Dảo Sinh Tòn=景宏島=飛鳥島
紅草峙=West York island=Dảo Bến Lạc=西月島=西青ヶ島
鳥仔峙=Spratly Island=Dảo Trường Sa=南威島=西鳥島
鍋蓋=Amboyna Cay=Dảo An Bang=安波沙洲=丸島
羅孔=Nam Shan island=Dảo Vĩnh Viễn=馬歡島
黃山馬東=Sandy Cay=Dảo Sơn Ca=敦謙沙洲

2. これらの聞き取りは中越関係が極度に悪化している時期に政治的な目的のためになされたものであるから、そのような政治的バイアスによる改変を警戒する必要がある。しかし、『海南島の漁民が西沙諸島を七州洋と呼ぶのは聞いたことがない』という中国側にとって不利な証言も記録されており（口述2、口述3）、何らかの改変を蒙っていたとしても漁民の提供した情報をそのまま伝えている部分も小さくはないと考えられる。ベトナム側の資料との対比で何が言えるのかを考察することは無意味ではあるまい。

この項では、海南島の漁民が何時からスプラトリー方面に進出してきたか、その後その活動に如何なる変化が見られたか、フランスがスプラトリー七島の征服を公示した1930年代ころにスプラトリー方面で活動する海南漁民の規模はどれくらいであったかについて聞き取りの情報を整理して見たい。

口述1のインフォーマント（1977年に93歳、文昌県の人）は、彼の祖父が青年時代（嘉慶年間〔1796-1820〕）にスプラトリー方面で漁業に携わっていたと述べている。口述5のインフォーマント（1977年に71歳、瓊海県の人）は、彼が漁に出始めたころ（1930年代）に、文昌県の漁民には親子3代に渡ってスプラトリー方面で漁業をしている家があると聞いたことを証言している。19世紀の前半に文昌県の漁民が既にスプラトリー方面で漁をしていたと海南島の漁民が認識していることが知られる。なお、1937年の『禹貢』に掲載されたスプラトリー七島占領問題に関する論文の註〔許 1937: 276〕に海南の漁民の訴え（1933年）が引用されているが、そこでは道光年間（1821-50）初年に生活に困窮した海南の漁民がスプラトリー方面に進出したと述べられている。

瓊海県の漁民が、文昌県の漁民より遅れてスプラトリー方面に進出したこと、文昌の漁民から航路や航海技術などの情報を教えてもらってスプラトリー方面へ漁にでるようになったことについてはやはり口述1と5のインフォーマントが言及している。口述5は、より具体的に瓊海県の潭門港からスプラトリー方面に最初に向かったのは、何大豊ら20余人で同治10年（1871）のことであったという。その後、彼が潭門港の漁民をスプラトリー方面に案内するようになった。

20世紀に入ってからの大きな変化として、シンガポールへ〈公螺〉（*Trochus niloticus*. 中國名大馬蹄螺〔董 2002: 38-40〕、日本名はサラサ馬蹄螺、ボタン材料としての商品名は高

瀬貝)の貝殻を販売するようになったことが語られている。口述2のインフォーマントの父の代には(19世紀後半)には〈公螺〉の貝殻はまだ売買されておらず、その身を干して売るだけであった。1910年代以降に状況が変化する。〈公螺〉の貝殻が種々の用途の原材料として使われるようになり、シンガポール市場での価格が高騰していた。とくに飛行機用塗料の原料(顔料)としての需要が第一次大戦期以降の飛行機産業の発展と共に高まっていったと見られる(口述1、口述3)。海南島の漁民でこれに最初に目をつけたのは、海南島の大船主黃学校であった。彼はスプラトリー方面で取った〈公螺〉をシンガポールで販売し大きな利益を上げた(口述6、口述7)。これ以降、〈公螺〉はナマコ、海亀とならぶスプラトリー方面の漁業の主要產品となった(口述2)。

1930年代頃に海南島からスプラトリー方面に向かった漁船団の規模については様々な記憶が語られている。

- ・20数人乗りの漁船20数艘(口述2)
- ・瓊海県から200人以上。文昌県から出かけた漁民も非常に多い(口述3)
- ・瓊海県潭門港から瓊海の漁船が4、5艘、文昌の漁船が4、5艘(口述5)(文昌県には清瀾港がある)。
- ・文昌から6、7艘。瓊海からはもっと多い(口述9)
- ・10数艘(口述10)

文昌、瓊海をあわせて毎年10数艘(年によってはそれ以上)の漁船(20数人乗り)がスプラトリー方面に向かっていたのではないかと思われる。旧暦11、12月に出発翌年旧暦4月に帰ってくるのが普通であった(口述1、口述3)。スプラトリーでは基本的には船上生活であった(口述1、口述9)。中には島に滞在して海産物の乾燥加工に従事するものもあった(口述5、口述9)。滞在費は黃学校などの雇い主が負担した(口述4、口述9)。20年近く滞在する例もあったようである(口述1)が、通常は長くても数年であったようである(口述4、口述5、口述7、口述9)。単身男性の一時的滞在であり、島における家族の再生産は行われていない。滞在者の人数に関する記憶も一様ではない。

- ・20世紀の30~40年代に20人以上(口述1)
 - ・夫々の島に10人以上住んでいた。井戸のある島に居住したが、それは羅孔、紅草、奈羅、鉄崎、黃山馬、鳥仔崎。人の居住する島には廟が作られたが、それは鉄崎、紅草、黃山馬、奈羅、羅孔、第三、鳥子崎。(口述4)
 - ・口述4のインフォーマントは、フランスの軍艦が鉄崎に住んでいたが、そのときの島の滞在者は5人であった。
 - ・口述5のインフォーマントが小奈羅に住んでいたとき、島の滞在者は4人で同じ小舢舨の乗員であった。(口述5)
 - ・一艘の船が島に滞在させるのは多くて5、6人であった。(口述7)
 - ・島に草葺小屋を作つて滞在する漁民もいた。一つの島に1、2人である(口述9)
- 一つの島に10人以上という証言は他と較べてやや過大な人数のように見受けられる。一艘

の漁船は4艘の作業用の小船（舢舨）を帯同しており、その小船の作業員は4、5人であった。島に残る場合もこのグループ単位で行動したのかもしれない。居住可能な島が6乃至7で、一つの島に5人以下というくらいではなかったかと思われる。おそらく、〈公螺〉の貝殻のシンガポールへの輸送・販売が行われる以前はこれより小規模であり、さらに瓊海の漁船が参加する以前はもっと小規模であったと推測される。

ベトナム側の資料である『撫辺雜錄』によれば、18世紀段階で阮氏政権は北海（おそらくスプラトリー方面、補遺8参照）に海洋資源獲得のための船団（北海隊）を派遣している。すなわちスプラトリー方面へのベトナム政権の関与については、海南島の漁民たちが記憶する祖先たちのスプラトリー方面への関与の開始時期よりも古い時代からの記録が残されているということになる。19世紀以降の北海隊については、1805年に阮朝が沿岸諸船団の船数と成員数を報告させたときの年代記の記述にその名前が挙げられている（『大南寔錄正編』第一紀卷 26:20b-21a。慶應義塾大学言語文化研究所影印本、683頁）。北海隊が19世紀初頭にも存続していたことは明らかである。その後、沿岸諸船団は阮朝による統制と再編により変質し、次第に衰退するので（多賀良寛「19世紀ベトナムにおける漕運制度の展開」史学会第111回大会報告）、北海隊も同じ運命をたどった可能性が高い。

3. 1933年のフランスによるスプラトリー七島の占有に対する『申報』の論調を検討する前にそれ以前の中国のパラセル諸島・スプラトリー諸島方面の認識を確認しておきたい。同時代的な資料としては次の三点が知られている。

- i .陳天錫. 1928. 『西沙島・東沙島成案彙編』広東実業庁（非売品）.
- ii.沈鵬飛. 1975 [原著 1928]. 「調査西沙群島報告書」『中国南海諸群島文献彙編之八』台北：台灣学生書局.
- iii.「李準巡海記」（『天津大公報』1933年8月10日、『申報』1933年8月15日・16日、『國聞週報』10-33 [1933年8月21日] など）。『申報』掲載のものは実見したが、他のものは [許 1937: 275; 杜 1975: 240] 参照。

前二者は、1927年に中国がパラセル諸島に軍を送り、燐鉱採掘中の日本企業を一時的に追放した際になされた調査の報告書である。iは公文書の調査によるものであり、中国とパラセル諸島・東沙島の関係について、「宣統元年（1909）旧案一束」と「民国6年（1917）以後案卷數帙」を収集整理したものであり、iiは中山大学によるパラセル現地調査の報告書である。これに対して、iiiは広東水師提督李準が1907年に行ったパラセル巡察の記録であり、フランスがスプラトリー七島領有を宣言した直後の1933年8月に急に注目を集めたものようである。1928年の報告書はいずれも「李準巡海記」に言及していない。1928年の報告書は、1907年に広東総督張人駿が福将吳敬榮をパラセルに派遣し、1909年にその成果を踏まえて籌辦處を設けてパラセルの本格的調査を行ったとしているが、iiiの中では、1907

年の探査はむしろ冒険的な李準の側が言い出した話に張人駿が乗ったというふうに記されている。李準は 15 の島に独自に命名しているが、そのうち位置が比定できるのは 4 島のみである（伏波島、甘泉島、珊瑚島、琛航島）。

i によれば、1909 年の調査は、多分野の専門家を含む総勢 170 名の成員からなり戦艦 3 隻を動員する大調査として計画されたことは明らかなるようであり、また調査後には体系だった開発の方針が示されている。ただし、調査の報告自体は見つからないとされる。のちの研究（[浦野 1997: 158-159] など）は調査の計画性に注目するが、むしろ重要なのは同報告に含まれている郝繼業の調査日誌である。それを見ると、その実際の調査内容が実に貧弱であったことが知られる。4 月 1 日に広東を出て香港で待機、7 日に海南島の榆林港に到着、風を避けて同地に 10 日間滞在、4 月 17 日榆林島を出発、18 日羅拔島（Robert Island）調査、19 日大登近島（Duncan Island）調査、19 日地利島（Drummond Island か？）調査、22 日には広東帰還、これだけである。この調査の後にパラセルの 15 の島の命名がなされているが、その大半は英語名の翻訳であり、机上の作業であって調査とは関係ない。張人駿の異動後、新任の袁樹勛がすぐに籌辦處を閉鎖したのは、計画倒れであまりにも成果がなかつたからではあるまい。

1907 年・1909 年の調査によって中国側のパラセル認識が深化したとは考えにくい。その後、パラセルの燐鉱開発などに惹かれる企業家は現れたようであるが、一般の関心は低いままであった。1928 年の沈鵬飛の報告書は冒頭で明言する。「西沙群島は我が國最南の領土であるが、国人はこれまで注意を向けてこなかった。（西沙群島為我國最南之領土。国人向不^レ知注意。）」(p5)。この時点で、一般的の中国人は西沙群島に関心がないこと、西沙群島が最南の領土であるという認識が識者にとっては当然であったこと（スプラトリー諸島が領土に含まれないという基本認識）が確認できよう。西沙群島が最南の領土であるという認識は、2 章の歴史の項でも繰り返されている (p15)。また、同報告によれば、中華書局『中学地理教本』(未見) には「西沙群島はおよそ 3、40 の島からなり、東西の距離は千キロ以上である（西沙島數凡三四十、東西相距幾千里）」という不正確で茫漠とした記述がなれているということである。このような曖昧で漠然とした南シナ海認識が 1933 年のフランスのスプラトリー七島占有に対する中国側の反応の背景にあることに注意が必要である。

1928 年の中山大学の調査も過大評価されているようである（[浦野 1997: 178-193]）。これもその調査日記を見れば、その実際の中身の乏しさは明らかである。5 月 22 日広東出発、5 月 24 日海南島海口着、27 日海口出発、28 日林島（Woody Island）到着、29 日林島と石島（Rocky island）の調査、30 日琛航島（Duncan Island）調査、31 日南極島（Triton Island）を遠く眺める位置まで南下、6 月 1 日海南島三亞港着、6 月 2 日榆林港着、6 月 6 日広東に帰還。報告書は前後四日で四島の調査を行ったとするが、パラセルに到着した初日と四日目は調査はしておらず、広金島（palm island）には操業中の漁民を行かせたようなので、実質的には二日で三島を調査しただけである。1922 年に台湾総督府が行ったパラセル調査が 20 日以上かけて 10 以上の島を調査したのに較べると非常に浅薄である。「西沙が中国領で

ある」という主張はそれなりに普及したかもしれないが、中国のパラセル認識が大きく向上したとは見なし難いであろう。

4. 『申報』の1933年7月～10月の記事にみられるスプラトリー七島関係の記事を時系列に沿って追い、それまで存在しなかった「領土」意識の萌芽が「失地」意識の成立を契機として発生する過程を検討することにしたい。

フランスのスプラトリー七島領有のニュースがパリ、マニラ、ロンドンの外電（7月13日・14日）にもとづいて最初に『申報』に掲載されるのは7月15日のことである（「法國佔據太平洋島嶼」）。このときの報道では、サイゴンとフィリピンの間の9つの島（北緯10度、東経115度前後）をフランスが領有したこと、その島に中国の漁民が滞在していたことが伝えられている。スプラトリー方面の位置は正確に伝えられている。九島というのはのちに七島の誤りである事が明らかになるのであるが、中国ではその後も九島という表現が使い続けられる。翌16日にはフランスから正式の報告を受けていない、駐フィリピンの領事館に問い合わせている、真相が判明してから対応策を考えるとの外交部の対応が報道される（「菲島安南間九小島樹法旗」）。

21日には、フランスが「我西沙九小島」を占領したことを西洋の報道が伝えているがそれがもし事実ならば、領海主権を損なうだけでなく、海防全体に関わることなので、真相を究明して交渉に備えるとの陳紹寛の談話が掲載される（「法佔西沙九小島案」）。ここではフランスが領有したのが「我が西沙」として認識されている。26日にいたって、25日にフランスの正式の告示が出されたとの記事が掲載される（「法外部声明中国海内九小島属法」）。

7月27日、ついに一面記事でこの問題が取り扱われる。南京政府の外交部のスポーツマンの次のような発言が伝えられた。フィリピンとベトナムの間の「珊瑚島」は我が漁民の滞在地であり、国際的にも中国領土と確認されている。外務省はフランス大使館に真相を問い合わせるとともに、外交部・海軍司令部が対応策を検討中であり、フランスのこのような行動に厳重抗議をするであろう（「法佔粵海九小島、外部準備提抗議」）。本稿冒頭に言及した中国側の研究は、この記事を以て民国政府がフランスに即座に厳重抗議をしたと記述するのであるが、抗議の準備をしているというだけであり、抗議はしていない。注目すべきは南京の中央政府の外交部がフランスの占領した島を国際的に確認された中国の領土と断定していることである。この時点で中国が国際的に領有権を主張していたのはパラセル諸島（西沙群島）だけであり、外交部がこの時点で九島を西沙群島とみなしていたことは明らかである（緯度経度の相違にもかかわらず、外交部がフランスの占拠した島を西沙群島と誤解したか、あるいは、西沙群島の正確な範囲を理解しておらず、告知された位置も西沙群島に含まれると判断したという可能性が考えられよう）。しかし、翌28日の記事によれば、外交部は、1928年の沈鵬飛の報告にある西沙群島の経緯度とフランスが公示したそれが一致しないことに気がつき、外交部は西沙群島へ専門家を派遣して実地調査を行うことにしたとある（「外部請派專員勘測西沙群島」）。

7月29日には西南政会（広東方面の政治勢力・政権）の動向が一面に掲載される。香港で唐紹儀、陳友仁、甘介侯らが次のような議決を行う。第一に、フランスの占拠した九島が広東の版図に属する証拠を南京政府に提出し、フランスに厳重抗議をして領土を完全に保全するように要求する、第二に、資料の収集と漁民の安全確保について広東省政府と甘介侯が検討して駐広東フランス領事に抗議を行う。おそらく、この時点では西南政会の人士もフランスの占拠した島が西沙群島に属すると考えていたのであろう。あるいはもしかすると広東の漁民の活動範囲であるから広東に属するという後に一般化するタイプの論拠をすでに考えていたのかもしれない。他方、南京政府では、外交部が、もしフランスが果たして我が主権を侵害しているなら、厳重抗議を提出すべきであるが、これらの島が西沙群島であると伝えている外電は不確実である、すぐに真相が明らかになるであろうから、それ待って対応を考えるというようにトーンダウンしている（「西南政会討論法佔九小島案」）。

7月30日、まだ事実の解明が進まない段階で、『申報』は極めて強い調子の「時評」を掲載する。フランスの占領した島が北緯10度東経115度前後に位置し、我が國漁民が居留する場所であり、国際的に中国の領土と認められていることをまず強調し、領土主権の侵害を決して許してはいけないと主張する。この緯度経度の島が国際的に中国の領土と認められていると明言するのであるから、この位置まで西沙群島に含まれると認定（誤解？、拡大解釈？）しているものと思われる。この「時評」には何故中国がフランスによるスプラトリー島占拠に敏感に反応したか、その背景が示されている。「時評」の著者は、このフランスの行動を前々年（1931年）の日本の満州占領（九一八事変）と連動した動きとして把握し、フランスが日本の行動に便乗して火事場泥棒を働いたとみなし、外交当局が事態を傍観してまたしても対応を誤りそうなことに戦慄を覚えると記す。さらなる「失地」に対する警戒の強さが窺える。

7月31日の記事には南京方面の様々な動きが記されている。外交筋の情報として、参謀本部・海軍司令部が対応の段取りについてトップの承諾を得た上でまず調査員を派遣して広東の南シナ海諸島に詳しい人間とともに実地調査を行う予定であること（現在準備中）、その結果が出るまで政府は拙速に態度を表明しない方針であることが伝えられている。また、この記事には次のような情報も含まれている。政府は広東からの連絡として、フランスの占領した九小島が海南島の南にあり、確かに中国の領海であること、「粵閩漁民」数百人が順番に出かけて漁業根拠地としているが、飲料水の問題で長期滞在は不可能で流動的性質の生業であることを知らされている。海軍司令部は、研究の結果フランスが占領した島と西沙群島とは「数百里」離れており無関係である事が判明したとし、我が国がその島を占領し国際表示をしたことがあるのならばすぐに回収すべきであるとの見解を示している。注目すべきは、南京の海南島人の同郷会（旅京瓊崖同郷会）の動きの情報である。海南の漁民は毎年数十艘がこれらの島に漁に出かけている（春季から晚秋にかけて）、日本人もここに漁している、日仏両国がずっとこの島を狙っていた、今回フランス海軍に占領されて憤慨やるかたない、緊急大会を召集して中央政府に回収の請願をする予定であるという同会の

見解・方針を伝えている。旅京瓊崖同郷会がこれらの島を西沙群島と誤認していたことはのちの記事で明らかになる。南京政府が及び腰になっているのに対して、民間での憤激が高まりつつあったようである。

8月1日にはフランスの占領した島のより正確な位置が伝えられ、それらの島々が西沙群島であるとの報道は不確かであるとの記述が添えられている（「九小島之位置」）。2日には、『民国日報』の情報として広東の軍艦2隻がまもなく調査に向かうとの報道がなされた（「陳濟棠派艦調査珊瑚島案」）。また同日の記事で、広東省政府が既にフランス当局に抗議を提出したとの声明を肅佛成が出したとの情報が記されている（「粵省府向法当局提抗議」）が、あの記事からこの時点で抗議をしていないことは明らかである。なお、西南政会の動きについては日本側の外交文書が別の情報を伝えるので、すぐ後に検討する。3日には、旅京瓊崖同郷会が政府にフランスとの厳重な交渉と領土の保全を要求する請願を出したとの記事が載る。同会は、フランスが占領したのは確かに西沙群島である、フランスは占領地の経度緯度をごまかしているという見解を示している（「瓊崖旅京同郷請願抗争九島」）。南京市の工界抗日会も厳重抗議を請願する決議を行ったことが同記事に記されている。他方、中央政府が慎重な態度を変えていないことを同日の別の記事が示している。フランス当局のいう九小島と我が国で西沙群島と称する島々は緯度経度が一致しないので、それが我が領土であるか否かは定かではない。しかし、その方向はたしかに我が国の西沙群島に似ているのでフランスが我が国の領土を占領したことをごまかしているのかもしれない。実地調査をして確かにそれが西沙群島ならば、かならずフランスに抗議すべきである（「法佔九島」）。

フランスが緯度経度をごまかしているかもしれないとの解釈により、九島が西沙群島であるとの主張が一時的に息を吹き返し、この問題が再び一面を飾る。8月4日のこの記事では、広東省政府が、海南島の行政府に九島の調査命令を出したこと、広東省政府の建設庁が西沙群島の開発計画を立案したこと、広東省政府がフランスに厳重抗議をする予定である事が報道されている（「粵省府調査法佔九島真相」）。これから調査や抗議をするというのであるから、西南政会がこれまで実地調査も抗議も行っていなかったことを示すものと解釈できよう。また同記事の中で、南京政府も外電が九島は西沙群島の範囲でないと伝えたのはフランス側の宣伝工作によるものだととの見解を示しつつ、同島の主権問題については慎重に研究中であるとし、当分艦隊の派遣はしない予定であるとの判断が伝えられている。この記事を最後にこの問題が『申報』の一面に掲載されることは無くなる。

南京中央政府のこの問題への関心は次第に低下するが、西南政会および民間団体は依然として強い関心を持続する。8月5日には瓊崖旅京同郷会が再び政府に請願を行っている（「瓊崖旅京同郷為九島請願」）。8月7日には甘介侯の談話として、フランス領事はフランスが占領した九島は西沙群島ではなく中国と関係は無いと語ったが、その島々を調べて西沙群島の近隣の島々であるならば、我々にも占領優先権が有り決して放棄すべきではない、もしフランスが占領した島が西沙群島ならばまさに死を賭して争わなければならないという内容を伝えている（「甘介侯談九小島決不容放棄」）。また8日には、次のような唐紹儀の

談話が伝えられる。九島事件が発生してから広東当局は大きな注意を払い連日討論を重ねている、この島々は海南島の喉元にあり、もし回収しなければ、我が国の漁業に大きな影響を与える、国権を損なうことになるので中央政府と西南政会はなんとしてもこれを取り戻さなければならない（「唐紹儀談九小島之重要」）。一方、南京では陳紹寛が九島については海軍司令部が調査中であり、当分は艦隊を派遣すべきではない、必要があれば隨時派遣して実地調査すればよいと語っている（「海部暫不派艦調査」）。

9日には改めて西南政会の九島問題への対応計画が報道されている。海南島の政府機関に占領の真相を解明させる、軍艦を派遣して占領の確たる証拠を調査する、中央政府より外交部に命令してフランス政府に厳重抗議を行う、回収交渉のうち積極的に建設事業を推進する、以上4点である（「法佔九小島案西南所擬計画」）。同日には、上海市執行委員会が外国の侵略に対する領土の保全を南京の中央執行委員会と中央政府に請願したことが報じられている（法佔我粵南九小島市党部電請嚴重交涉）。この記事で注目すべきは、九島一帯で漁業活動を行っている閩粵省漁戸が千万に止まらないと述べられていることである。これはスプラトリー方面で実際に漁業活動を行っている海南島の漁民の規模とは桁違いである。おそらく彼らの念頭にあったのは東南アジア方面で活動する中国人漁民の総体であろう（マレー半島、ボルネオ方面で漁業に従事する中国人については〔ウリセス 2010: 187-188〕）。フランスが中国漁民の活動区域を占領したと聞いた中国人の間に、このような非現実的な巨大な被害のイメージが広がっていた可能性が推測できる。14日には上海市総工界が中央政府などに厳重抗議を請願しているが、フランス人が「九一八之故智」（日本の満州占領の悪巧み）に倣ったとの見方が示されている（法佔我九島總工会電請嚴重交涉）

西南政会がフランスの九島占領に抗議するために日本軍にも共闘を働きかけていたことは、日本側の外交資料から明らかである〔浦野 1997: 264-266〕。日本側の資料によると8月14日の時点では西南政会はフランスの占領に対してなんら積極的な意志表明をしていなかったが、15日に広東政務委員会がフランス領事に抗議書を送ったとの情報が日本側に残されている（「極秘 八 八 一四 二一〇〇／一五 ○五三九」「陸発表情報（甲）第一七二号 八月十八日陸軍省新聞班」『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係第二巻』外務省外交資料館所蔵、アジア歴史資料センター）。15日の西南政会の抗議について『申報』は一切報じておらず、真偽の程はさらに検討を要する。

8月中旬には依然として九島を西沙群島とみなす文章が『申報』に掲載されている。上に述べた「李準準海記」が8月15日・16日に同紙に掲載されるが、フランスの占領した九島が我が国の領土である西沙群島に属しているという前提のもとに、西沙群島が我が領土となつた経緯を示すために李準の記録を掲載する旨が前文に記されている。他方、16日には、駐フィリピン総領事から届いた地図によるとフランスの占領した島が西沙群島の南二千華里にあり、九島ではなく七島として描かれているため、外交部が研究中であり、フランスから正確な緯度経度の情報と地図が届いてから対照して交渉の準備をするとの記事が載せられている（「法佔九島案外部従事研究」）。19日には、フランス大使から10日に外交部に伝

えられていた七島の名称と緯度経度が報じられ、フランス政府から詳細な地図を取り寄せているとの情報が伝えられている（「法佔九島名称及經緯度」）。21日には、外交部がフランスの提供した緯度経度で計算すると西沙群島から七島まで三百余海里離れているということになったので、さらに調査を継続し、西沙群島とその近隣の島々の名称・緯度経度を整理して公表することを準備しているとの記事が載せられている（「法佔九小島外部継続調査」）

正確な情報が徐々に伝えられるなか、8月下旬にはフランスへの抗議の論調にも変化が見られる。8月23日には、上海市商会の外交部への請願の記事が載る（「市商会電請外部力争法佔九島」）が、スプラトリー七島が西沙群島ではないとの可能性が高まったのを受けて領土主張の基準が明らかに変化している。それによると、どんなに大陸から離れていてもその国民が居住する土地はその国の領土である、フランスが七島を占拠したとき、そこに中国の漁民が居住していたというのであるからそこは中国の領土であると推定できる、フランスは国際法の先占を理由にできないであろうという論法である。8月30日には、汕頭市政府が南京政府および西南政会に九島の回復要求の記事が載るが、その論拠は示されていない（汕頭市政府電請收復九小島）。

9月以降、この問題の扱いは大きく縮小される。9月3日には甘介侯がフランス領事を尋ねて口頭で抗議をしたと伝えられるが、内容に付いては一切触れられていない（「甘介侯訪法領口頭抗議法佔九島」）。9月7日には広東海軍艦隊が調査への出発準備中であると報じられ（「粵海艦隊準備出發調查」）、12日にはキーパーソンの情報として広東の海艦二艘がフランスの占領した島の調査にでかけるであろうと伝えられ（「海圻等三艦奉命巡弋」）、15日には甘介侯が九島の調査に人を派遣するとの記事が載り（「甘介侯派員調查九島」）、10月1日には西南政会が広東軍艦を同月中旬に九島の調査に派遣することを決定したと報じている（「西南當局派艦調查南海九島」）。このあと続報はなく、いずれも計画倒れか誤報であったと見られる。10月2日以降、『申報』には九島関係の記事は全く掲載されなくなる。

1937年に『禹貢』に掲載された論文によれば、九島問題の議論は一時的に沸騰したが、正確な結論に達する前に次第に沈静し誰も論じなくなった〔許 1937: 265〕。南沙群島に関する比較的詳しい文献目録を見ても、1935年と36年刊行の論文は一つも取り上げられていない〔李&寇 1994: 234〕。

1920年代末の中国にはスプラトリー諸島に対する領土意識は存在しなかった。西沙群島に対する領土意識は形成途上であったが、その範囲についての認識は曖昧なままであった。1933年のフランスによるスプラトリー七島の領有宣言により、その島々を自国の領土たる西沙群島の一部と誤解して、南シナ海方面の領土保全の主張が沸騰する。その背景として前々年の満州事変への憤りと更なる失地への強い警戒心があったことが窺える。スプラトリー諸島と西沙群島の区別が明らかになると、本来領土とはみなしていなかったスプラトリー諸島をフランスに奪われた失地とみなす新たな意識が形成される。すなわち失地意識と領土意識が同時的に成立した。その際、中国漁民の居留という情報は触媒として作用したが、スプラトリー諸島における海南漁民の活動についての具体的な知識を前提としたもの

ではなかった。1933年の動きは一過性のものではあったが、中国人のなかにスプラトリー方面についての漠然とした領土意識の萌芽を植え付けた可能性はあろう。

5 30年代後半には、漠然とした領土意識を、明確な領土意識に転換するための机上の作業が進行中であった。想像の海上領土を地図に明記する作業である。それは必ずしも南シナ海だけを対象にしたものではない一大国家プロジェクトの一環であった。1933年6月7日（フランスのスプラトリー占拠が報道される前）に民国政府内政部は、参謀本部、外交部、海軍司令部、教育部、蒙藏委員会を招集して、水陸地図審査委員会を発足させた。国家の標準地図を作成することが目的であった。南シナ海については、1934年12月21日の第25回会議で「關於我國南海諸島各島嶼中英地名對照表」を交付し、Macclesfield bank を南沙群島、スプラトリー諸島を団沙群島と命名した。団沙群島では、96の島嶼の名称が定められた。1935年には同委員会は『中国南海各島嶼圖』を出版した [李 1995: 113-114]。この動向がすぐに民間の中国人に影響を与えたわけではないようである。1937年に前掲論文を『禹貢』に発表した許道齡は、このプロジェクトに全く気がついていないようであり、スプラトリー諸島をより古い北海群島の名で呼んでいる [許 1937]。同委員会の構築した新たな領土イメージが国民に影響を与えるのは、この新しい標準に従った地図帳が民間の出版社から出版されるようになってからであろう。その様な地図の一つに次のものがある。日本国内でもいくつかの図書館が所蔵している。

屠思聰・王振編

『中学校適用：現代本國地圖』

内政部水陸地図審査委員会審定

世界輿地学社印行

民国二十八年三月重製版

これを見ると、「中國政區圖」(p3)、「中國地形圖」(p4)、「中國疆界變遷圖」(p45)に南シナ海方面の西沙、南沙、団沙が描かれている。前二者では右下の囲みのなかに南シナ海が記述されている。

注目すべきは「中國疆界變遷圖」である。これは一つの地図のなかに中国本土と南シナ海方面と一緒に載せている。かつ、南シナ海から東南アジアにかけて二つの線が書き込まれている。一つは「現今國界」の線で南シナ海全体を中国領土に含むように引かれている。現在の中国の主張する「九段線」とほぼ同じである。この時点でスプラトリー諸島に対して、フランスと日本が領有権を主張している。中国は正式に領有権を主張したことはない。中国はこの海域を実効支配したことはかつてない。それどころか、この地域と中国の関係を意識し始めたのは1933年のことである。すなわち、この海上国境線は全くの虚構である。もう一つの線は「旧時国境」の線であり、インドシナ半島、マレー半島、スールー諸島を含むよう

に引かれている。こちらの線は別のフィクションを表現している。この範囲に含められたのは旧朝貢国で関係の深かったとみなされる国々の存在する地域であろう。旧朝貢国、所謂「属国」は実際には独立国家であり近代的な意味での中国の国家領域では決してないのだが、旧朝貢国の中存在した空間を近代的領土と同質のものとみなしその範囲を区切る恣意的な国境線を引くことで（測量もされず緯度も経度も示されない）イメージ操作を行い、その範囲が西欧の植民地化によって失われた中国固有の領土空間であるという印象を見るものに与えるようにしたものと考えられる。

この二つの虚構の国境線によって次のような空想的な空間認識が容易になったと考えられる。東南アジア海域を広く固有の領土としてきた中国が西欧の進出により領土を奪われ南方海上の支配領域を大きく縮小させられてしまったという認識とそれでもスプラトリー諸島・パラセル諸島方面は我々の手に残っているのだからこれを死守すべきであるという認識である。この二重の虚偽的な空間意識にその後の中国は拘束されているのかもしれない。

補足

1930年代前半までスプラトリー諸島を領土に含める空間意識が中国に存在しなかつたことは、1930年代前半の中国の地図に、東沙群島と西沙群島は描かれているが、スプラトリー諸島（團沙群島[南沙群島]）が描かれていないことからも伺える。

中華教育文化基金董事會編譯委員會編製

『中国分省地圖』

商務印書館發行

中華民国 23 年（1934）6 月初版

「中華民國全圖」（p.1）

「廣東省圖」（p.10-11）

丁文江・翁文灝・曾世英編

『中華民國新地圖 申報六十周年紀念』

中華民國 23 年（1934）4 月 20 日出版

「第一圖 政區總圖」

「第二圖 地文總圖」

「第四十四圖 湖南・廣西・廣東・江西・福建人文詳圖」

「第四十五圖 湖南・廣西・廣東・江西・福建地文詳圖」

いずれも東洋文庫所蔵

申報 60 周年記念地図は、その後も改訂版が刊行されている。私が確認し得たなかでは、1936 年の第三版には南沙群島（マックレスフィールドバンク、現在は中沙群島と呼ばれる）と團沙群島が描かれるようになり、1939 年の第四版では團沙群島がやや詳しく描かれるようになっている。

丁文江・翁文灝・曾世英編纂
『中國分省新圖 申報六十周年紀念』
中華民國 25 年（1936）8 月 10 日三版
「政治區域圖」（pp.2-3）
「地形總圖」（pp.4-5）
「廣東」（pp.28-29）

丁文江・翁文灝・曾世英編纂
『中國分省新圖 申報六十周年紀念』
中華民國 28 年（1939）8 月 10 日三版
「政治區域圖」（pp.3-4）
「地形總圖」（pp.5-6）
「廣東」（pp.27-28）

いずれも東洋文庫所蔵

内政部水陸地圖審査委員会の指示が出された 1935 年を境に中国領土の地図表象がスプラトリー諸島を含むものに変化したことが伺える。

現在の中国が主張する「九段線」と類似したスプラトリー諸島を含む海上国境線を描いた地図も 1930 年代後半には複数作成されていたようである。上で検討した『中等学校適用 現代本國地圖』中の「中國疆界變遷圖」と同系統の地図が「中華國恥圖」の名で刊行されていることに黄東蘭、川島真らが注目している（黄東蘭.2005.「清末・民国期地理教科書の空間表象：領土・疆域・国恥」『中国研究月報』59-3、川島真.2010.「近現代中国における国境の記憶：「本来の中国の領域」をめぐる」『境界研究』1）。黄は、洪懋熙他編・内政部審定『小学適用 最新中國地圖』（1938 年、東方輿地学社）と『小学適用 本国新地圖』（1939 年、世界輿地学社）のなかの「中華國恥圖」を紹介している（私は実物未見）。そのうち、後者は、「中國疆界變遷圖」とほぼ同じものである。同じ出版社から出された初等教育用と中等教育用の地図で名称が使い分けられているようである。初等教育向けにより扇情的な名称が選ばれたということかもしれない。なお、黄も川島も旧朝貢国の範囲を含む「旧時国界」

の描写にのみ関心を払い、スプラトリー諸島を含む「現今国界」が地図上に出現したことの意味については検討していない。

補足 2

『現代本国地図』の後半に「中國近代喪失地誌略」(pp. 90–93)なる文章が載せられている。この説明により、「中国疆界変遷圖」中の「旧時国界」が何を表現しているのかがより明瞭に知られる。

この文章は、「総論」「喪失之本國領土」「喪失之藩属」の三節からなる。「喪失之本國領土」には、「庫貢島」(サハリン)、「吉林迤東沿海地」、「黒龍江迤北之地」、「尼布楚・恰克圖二条約所失地」(ネルチンスク条約・キャフタ条約による失地)、「烏梁海・科布多・阿爾泰沿辺地」(ウリヤンハイ、ホブド、アルタイ方面)、「新疆西北喪失地」、「帕米爾」(パミール)、「拉達克」(ラダック)、「雲南西南辺地」、「台灣及澎湖列島」が含まれている。これらの諸区域に関する具体的な検討は極めて興味深い主題であるが、私の手にあまるので、ここでは取り上げない。「喪失之藩属」には、「琉球」、「朝鮮」、「蘇祿」(スルー)、「安南」(ベトナム)、「暹羅」(シャム)、「南掌」(ラオス)、「緬甸」(ビルマ)、「不丹」(ブータン)、「哲孟雄」(シッキム)、「尼泊爾」(ネパール)、「乾竺特」(フンザ)、「巴達克山」(バダフシャン)、「阿富汗」(アフガン)、「布哈爾」(ブハラ)、「浩罕」(コーカンド)、「哈薩克」(カザフ)、「布魯特」(キルギス)が含まれる。

この構成をみると「旧領土」と「旧朝貢国」が截然と分けられているようにみえるが、「総論」の以下の記述を読むとそう簡単な領土認識ではないことが見て取れる。

1. 至於清代經順治・康熙・雍正・乾隆四朝之力征經營、疆宇大擴、藩邦羅列、除今之國土外、東自朝鮮・琉球、南至蘇祿・馬來半島、北迄外興安嶺、西達中亞細亞、或置官戍兵、為政令直接之地、或歲貢方物、為藩封聽命之處、要之皆我國之領土也。(強調鳴尾)
2. 假令當時政府及一般國民、瞭解領土之重要、加以惟護之策、· · · · · 、對於藩屬各邦、就地分設統監、綜理其內政・外交、廣興教育、使其人民漸歸同化、則各邦至今當能隸我版圖。
3. 無如、自清代乾・嘉以後、政府當局、昏庸無識、對於外藩、祇求朝貢虛榮、不知實施統治。
4. 爰編此篇、殿於各省區分圖之後、分舉喪失之本國領土、及藩屬部分之如何內附・如何喪失、使國人明瞭我祖先慘淡經營之領土、輕易喪失之歷史、與夫今日外患之所由来、

以喚起民衆之地理觀念、知即不爲恢復失地之想、亦當爲保障現有領土之謀、此則編者區區之苦心焉。

1では、直接支配のもとにあった（とされる）土地も、藩属もすべて「我國之領土」であると明言されている。しかし、3を見ると、植民地化以前には、藩属各国とは儀礼的・形式的な朝貢関係が結ばれていただけで、中国による統治が行われていなかったということは明確に自覚されている。注目すべきは、藩属の土地に対して実質的な統治を行わなかつた政府当局が愚かであると批判されていることである。この批判は、それに先立つ2において、もし仮に当時の政府・人民が領土の重要性を認識し藩属各国に統治官を置きその内政外交を管理し教育を振興してその住民を漸進的に中国に同化させていたならば、今日までその土地を我が版図に隸属させることができたであろうにという悔いが述べられており、それを受けたものである。こうしてみると、1で言わんとしていることは、直接支配が行われていたが、いまは失われた土地（狭義の旧領土）と本来直接支配を布いて版図化すべきであったのに今はその可能性が失われた土地を併せて広義の旧領土とみなすという強引な解釈であることが知られる。この広義の旧領土の範囲が、「中国疆界変遷圖」中の「旧時国界」で表現されているのであろう。

なぜ、地図上でこのように旧領土の喪失を強調するのか。4によれば、それは外患による領土喪失の歴史を自覚させることで民衆の領土意識を高め、現有領土の防衛の重要性を認識させるためである。しかし、その現有の領土が、「中国疆界変遷圖」の「現今國界」の範囲であるとすれば、上述のとおり、南シナ海方面に関してはそれは虚偽的な産物である。強引に解釈された旧領土の範囲を規準とすれば、虚偽的に膨らませられた現有領土の範囲も小さく見える。もし、机上の作業で勝手に領土を拡張しておきながら、読者たる若者たちに痛切な被奪感を味わわせ、その領土を守らねばならないと強烈に思わせることに成功していたとすれば、この地図はその使命を十二分に果したといえよう。

文献

- 浦野起央. 1997. 『南海諸島國際紛争史：研究・資料・年表』 東京：刀水書房.
ウリセス・グラナドス・キロス. 2010. 『共存と不和：南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902-1952』 東京：松籟社.

- 韓振華主編, 林金枝・吳風斌編. 1988. 『我国南海諸島史料匯編』 北京：東方出版社。
韓振華. 2003 [原載 1996]. 「南海九島（九峙）和九洲洋」『韓振華選集之四 南海諸島史地論證』 香港：香港大学亞州研究中心。
許道齡. 1937. 「法佔南海九島問題」『禹貢』7-1・2・3.
鄭資約編. 1975 [原著 1947]. 「南海諸島地理誌略」『中國南海諸群島文獻彙編之十』 台北：

台灣学生書局。

杜定友編. 1975〔原著年不明〕. 「東西南沙群島資料目録」『中国南海諸島文献彙編之十』台北：台灣学生書局。

董正之. 2002. 『中国動物志 無脊椎動物 第二十九卷 軟体動物門腹足綱原始腹足目馬蹄螺總科』北京：科学出版社。

李国強. 1988. 「民国政府與南沙群島」呂一燃主編『中国海疆歷史與現狀研究』哈爾濱：黑龍江教育出版社。

李国強・寇俊敏編. 1994. 『海南及南海諸島史地論著資料索引』鄭州：中州古籍出版社。

以下は〔韓主編 1988: 400-433〕に載る海南漁民の聞書き（12 件中 10 件）を整理しなおしたものである。ただし、割愛した情報も少なくない。

口述 1

1-0 MQZ

- a. 口述 1 のインフォーマント。
- b. 履歴：文昌県鋪前公社七峰大隊。
- c. 履歴：1977 年に 93 歳。
- d. 履歴：15 歳のとき（1898 年）西沙諸島で漁業開始。
- e. 履歴：16、7 歳のとき（1901 年）父と共に南沙で漁業を始める。
- f. 漁業史関連証言：一年目の賃金は 9 塊銀元、二年目は 40 塊銀元。食事は雇い主（「東家」）が供給した。船上の五種の仕事（「五甲」）をすべてやった。「火表」は羅盤の管理、南沙まで一往復で 200 塊銀元。「大縷」は二番手で仕事の監督、賃金は 7、80 元。「阿班」は中央マストの管理、賃金は「大縷」よりやや少ない。「頭碇」は第一マストと小さい艇の管理、賃金はさらに少ない。「三板」は海に下りて作業をする。賃金は最も低い。賃金は半分を前払い、半分は出資金（「入股」）とした。
- g. 漁業史関連証言：一艘の船の出資金（「股本」）は 3、4000 元であった。紅頭船の値段は一万元以上、積載量は 7、800 担。普通は 3 本マスト（5、600 から 7、800 担）か二本マスト（3、400 から 5、600 担）。一本マストの船は南沙には行かない。船は十数年使用される。
- h. 漁業史関連証言：毎年旧暦十一、二月に出発、翌年四月に帰還する。
- i. 漁業史関連証言：《更路簿》は「洪嘴咀」という神のお告げで成立、代々継承。
- j. 漁業史関連証言：《更路簿》は、三寶公すなわち鄭和の時代に伝來したという伝説もある。
- k. 漁業史関連証言：瓊海の漁民は、文昌の漁民から航海技術の伝承をうけて南沙に漁にでかけるようになった。
- l. 漁業史関連証言：父たちが南沙諸島のいくつかの島で井戸を掘り、甘藷、椰子、蔬菜、冬

瓜、南瓜を植えたのを見ている。

- m. 漁業史関連証言：春夏に帰る漁民は、漁労作業中多くは船の上で生活する。南沙群島の島の上で生活する漁民もいる。自分が 5、60 歳のときに南沙に住んでいる漁民は 20 人以上。
- n. 漁業史関連証言：主要な産物は、馬蹄螺（公螺）、ナマコ（海参）、海亀。一艘の船の一期の公螺の収穫が数百担（大きな船は 800 担、そうでない船は 5、600 担）。1 担は 100 銀元以上、年によっては 200 銀元。イギリス人はこれを飛行機の塗料の原料とした。解放前には最大で 4、50 艘の船が公螺を採集、普通は 3、40 艘。公螺はシンガポールに運んで販売する。干した海亀、干した鳥、白海参、黒海参は海南へ運ぶ。白海参・黒海参は北平、南京の高級品である。赤海参と紅海参はシンガポールに運ぶが、シンガポールで需要があるのは紅海参。
- o. 漁業史関連（活動範囲）証言：東は、石龍、海公、脚坡、魚鱗、西は鳥仔峙、乙辛、南は丹積（南通礁）から婆羅洲（ボルネオ島）海岸まで。公螺は銀並（安達礁）、銅鐘（南海礁）、簸箕（利加礁）、海公（半月暗沙）で取れる。海公は物資が豊富で、公螺もナマコも多い。深匡（榆亞暗沙）では白参、黒参が最も多い。
- p. 地名関連証言：漁民は西沙諸島を東海、南沙諸島を北海と呼んだ。東海は、上（今の宣徳群島）と下峙（今の永楽群島）に分かれ、上峙に巴住、巴興、七連嶼（紅草一、紅草二、三峙、石峙、長峙、船晚、船晚尾、船晚大峙）が含まれ、下峙には、石塘、銀崎、鴨公、金富、老粗、匡仔峙、半路などが含まれた。石塘の範囲は広い。
- q. ベトナム関連情報：外国の漁船、ベトナムの漁船が、西沙・南沙に漁に来るのを見たことはない。ベトナムの船は竹で編んだもので小さく大海に出られない。
- r. 日本関連情報：日本人は我々よりあとに南沙に来た。あるとき一艘の日本の船が南沙に来て海南の漁民の公螺を奪おうとしたので、文昌県東郊公社田尾村の FYF（船主）が土砲で日本の機帆船を攻撃し洲人を撃ち殺した。解放の数年前に起こったことで、当時自分は 60 数歳であった。
- s. フランス関連情報：フランスが南沙に来たときに、文昌県文教公社后田村の船主 HXX がフランス船を砲撃した。自分が 40 数歳のとき（20 世紀の 30 年代初頭）であった。フランスが南沙に来たとき、鳥仔峙（南威島）に国旗掲揚台をつくり、島にいた漁民にフランス船が来たときに国旗を掲揚するよう命じた。フランス船が去ったあと、HXX の息子の HDZ と数名の漁民は国旗掲揚台を破壊し、フランス船が来たときに国旗を揚げなかつたための紛争が生じ、フランス船を砲撃した。

1-1 MBW

- a. 履歴：MQZ の祖父。
- b. 漁業史関連証言：青年時代（嘉慶年間〔1796-1820〕ころ）に西沙・南沙諸島で漁業。
- c. 活動範囲証言：南沙の黃山馬、奈羅、鉄峙、第三、南密、稱鈎、羅孔、鳥仔峙。

1-2 MHL

- a. 履歴：MQZ の父。
- b. 履歴：光緒末年に 70 余歳で他界。
- c. 履歴：十数歳（咸豐年間 [1851-1861] ころ）から西沙・南沙諸島で漁業開始。高齢になるまで続ける。

1-3 MHC/HM/HYu/HYi/HD

- a. 履歴：MQZ の「伯公、叔叔」。
- b. 履歴：西沙・南沙で漁業。

1-4 CHB

- ・履歴：文昌県東郊公社上坡村
- ・履歴：南沙諸島に 18 年居住
- ・履歴：奈羅（双子礁）で他界。自分が 5、60 歳のとき（20 世紀の 3、40 年代）。自分より年長

1-5 FHH

- a. 履歴：龍樓公社寶陵大隊。
- b. 履歴：南沙諸島に居住。

1-6 FHG

- a. 履歴：FHH の弟。
- b. 履歴：兄と共に南沙諸島に居住。

1-7 FHC

- a. 履歴：文昌県文教公社山掘村
- b. 履歴：彼ら 17、8 人が黃山馬に住んでいたことがある

1-8 HXX&HXR

- a. 履歴：文昌県の有名な大船主。
- b. 履歴：北海（南沙）で 3 艘の船を持ち専門に海産物を採取した。船の名前は「盛興号」「保安号」「和安号」。文教に 2 軒の店舗。

1-16 MMJ/MMZ/MMS

- a. 履歴：MQZ の息子。長男はシンガポール在住。次男は同居、かつて南海も西沙・南沙に行ったことがある。三男は日本人に撃ち殺された。（口述 1）

口述 2

2-0 FYX

- a. 口述 2 のインフォーマント。
- b. 履歴：文昌県龍樓公社紅海大隊。
- c. 履歴：1977 年に 91 歳。
- d. 履歴：22 歳から 40 歳まで（1908～1926 年）毎年西沙と南沙に行って漁をした。
- e. 履歴：鋪前の MQZ は自分より 1、2 歳年長で、最初は彼と共に行動したが、後は別々に行動するようになった。
- f. ・漁業史関連証言：乗船していた船は、清瀾港の紅頭船で 2 本あるいは 3 本のマストで、4、5 艘の小舢舨を帶同。普通は 20 数人乗り。当時南沙諸島に行く船は 20 数艘であった。
- g. 漁業史関連証言：船上で「老梢」（舵取り）、「大縗」（仕事の監督）、「頭碇」（第一マストと小舢舨の管理）、「三板」（海で作業）をやった。「阿班」（中央マストの管理）はやったことがない。賃金は「東家」が支給した。賃金には数種類あり、数 10 元から 100 元以上までいろいろであった。南沙で得たお金は、最初は「東家」と折半であったが、のちに「東家」が 7 割、漁師が 3 割となった。
- h. 漁業史関連証言：毎年 11、12 月に南沙に出かけて海参、公螺を取り、翌年清明・谷雨のころにシンガポールに行って販売し、その後ベトナム沿岸を通って北上して海南に戻った。
- i. 漁業史関連証言：《更路簿》は持っていないかったが、各地の航路は記憶していた。
- j. 漁業史関連証言：主要な産物は、公螺と海参であり、公螺は 110 個が 1 担（100 斤）。公螺は値段が高く、公司と文憑を交わして全てシンガポールに運んで販売した。公螺の身と海参は干して海南に運んだ。
- k. 漁業史関連証言：あるとき強風で難破しそうになったときに、「一百零八個兄弟」の加護を祈り助かったことがある。
- l. 漁業史関連証言：西沙や南沙の島々や岩礁の名前は明朝の「紅嘴公」（神名）が命名しそこへの航路を教えてくれた。
- m. 漁業史関連（活動範囲）証言：南沙で漁労を行ったのは、奈羅、羅孔、第三、黃山馬、南密、稱鈎、女青峙などで、そのうち黃山馬は最大で大馬と呼ばれた。南密に初めて着いたときに、100 本以上の椰子が植わっていた。
- n. 地名関連証言：西沙を七洲洋と呼ぶのは聞いたことが無い。

2-1 FYF

- ・履歴：FYX の伯父。
- ・履歴：同治年間（1862-1874）に西沙、南沙で漁業。
- ・履歴：ベトナムの羅漢頭（現在のファンラン付近）で遭難・死亡。

2-2 FSX

- ・履歴：FYX の父。
- ・履歴：同治年間に 20 歳になる前に、鋪前の人と共に南沙で漁業。
- ・漁業史関連証言：鋪前の人で南沙で漁を行う人は既に多く、鉄崎（中業島）には鋪前の人々が甘藷をたくさん植えていた。
- ・漁業史関連証言：南沙では、海参、海亀、公螺を採集した。当時、公螺の貝殻はまだ売買しておらず、身を干して取るだけであった。

口述 3

3-0 PZJ

- 口述 3 のインフォーマント。
- 履歴：瓊海県潭門公社潭門大隊。
- 履歴：1977 年に 75 歳。
- 履歴：17 歳（1919 年）に西沙諸島で漁業に従事。
- 履歴：20 歳を過ぎてから（1922 年ごろ）南沙諸島で漁業に従事。
- 履歴：かつて南沙諸島のいくつかの島に居住し、1954-55 年ころまでそこで漁業に従事した。
- 漁業史関連証言：南沙では公螺を取って、シンガポールに運んで販売した。
- 漁業史関連証言：瓊海県潭門地区から南沙に漁に出かけた漁民の数は 200 人を超える。文昌県から南沙に漁にてた漁民の数も非常に多い。龍樓の FHH 兄弟は長期にわたって南沙で生活していた。
- 漁業史関連証言：当時南沙に行く船は二本マストが一般的で一本や三本は少なかった。積載量は 500 担～800 担。一艘の漁船が 4、5 艘の舢舨を帶同。一艘の漁船の乗員は 24、5 人。
- 漁業史関連証言：毎年旧暦 12 月に東北風で南下、次年度 4 月に西南風で北上帰還。
- 漁業史関連証言：当時国内で公螺の需要は無く、イギリスが飛行機用塗料や工芸品をつくるためにシンガポールで大量に購入した。公螺は 100 斤で 70-80 銀元。シンガポールの大商店の経営者は福建人か広東人であった。
- 漁業史関連証言：西沙・南沙の漁業の資金は「合股方式」で集められた。2、30 人の漁民が協同で出資（「入股」）するか、労働者と資本家が協同で出資した（「劳資合辦」）。資金の調達については全員で討論し、帳簿係（「管帳」）を一人選任した。一人が「二股」以上出資

することもできた。漁民の出資で足りなければ外の人の参加を勧誘した。船上では漁業労働者（「漁工」）を雇用したが、漁工は賃金（「工資」）を受け取るだけで出資はしなかった。一般的の漁民の賃金は半分は前払いであった。たとえば、80 元の賃金なら、最初に 30 元を受け取り、50 元を「入股」する。利益は出資（「股」）に応じて分配された。

- m. 漁業史関連証言：「東家」と「船主」は異なる。前者は資金を出し、後者は船を出す。
- n. 地名関連証言：我々漁民は西沙の永楽群島を石塘と呼んだ。西沙を七州洋と呼んだことはない。我々漁民は文昌県の七州列島の外洋を七州洋と呼んだ。
- o. ベトナム関係証言：南沙に着てから英國船が来たのは目撃したが、ベトナム人は見たことがなかった。
- p. ベトナム関連証言：ベトナム人は竹で船を製造する。一艘に 3—4 人乗れるだけである。やや大きいものでも 10 数人乗りである。浅い海で作業は出来るが外海に出ることはできない。西沙、南沙に来ることは出来ない。仏領時代にベトナムの漁船は皆小船でベトナムの漁民が西沙、南沙に来るのは見たことがない。
- q. フランス関係：1930-33 年にフランス人が初めてやってきた。それまでフランス人を見たことが無かった。彼らは私たちを軽んじ、我々も彼らをかまわなかった。胡琴を手にしているところを盗み撮りされた。

口述 4（及び附属資料）

4-0 WAQ

- a. 口述 4 のインフォーマント、附属資料提供者。
- b. 履歴：文昌県東郊公社良田大隊。
- c. 履歴：1977 年に 64 歳。
- d. 履歴：15 歳のとき（1928 年）に PZJ（口述 3 のインフォーマント）とともに南沙へ行って漁業に従事した。
- f. 履歴：23 歳（1936 年）まで 9 年間南沙で漁を行ったが、そのうち 6 年は南沙に長期滞在した。との 3 年は冬に行って夏に帰った。
- g. 漁業史関連証言：南沙に長期滞在する場合、一年分の食料品と生活用品を持ってゆく、お金は「東家」から借り、船は公司から賃借りした。文教公社の HXX は大船主でありお金が必要な場合彼に借りた。
- h. 漁業史関連証言：漁獲の所得の 7 割は「東家」に帰し、3 割が漁工に帰した。
- i. 漁業史関連証言：当時それぞれの島に 10 人前後の人々が住んでいた。どの島にも必ず経験のある漁民が住んでいた。MQZ は南沙に長く住んでおり、西沙と南沙のことを熟知していた。井戸のある島には人が居住した。羅孔、紅草、奈羅、鉄峙、黃山馬、鳥子峙の島の井戸を我々漁民が掘った。奈羅の井戸は日本人が修理した。黃山馬東、第三、南密でも井戸を掘ったが、水が悪く飲用には使えなかった。人が住んでいるところには廟が作られた。鉄峙、

紅草、黃山馬、奈羅、羅孔、第三、烏子峙に我々漁民の祖先が珊瑚の廟を作った。

j. 漁業史関連（活動範囲）証言：南沙諸島の羅孔、紅草、奈羅、下峙、鉄峙、第三、黃山馬東、黃山馬、南乙、稱鈎、双門、鍋蓋、石盤、鳥仔峙などの島々に行つたこと、あるいは住んだことがある。[鉄峙、黃山馬、第三峙などに住んだことがあり、羅孔、紅草など 11 の当初で漁をしたことがある。（附属資料）]

k. 日本関連証言：15 歳で南沙に行ったとき（1928 年）、日本人は奈羅と鉄峙に居て鳥糞を採取していた、奈羅から初めて奈羅が終わると鉄峙に移つた。当時 100 斤の鳥糞が 90 元（日本円）であった。日本人のなかに海南語を話す人がいた。

l. フランス関連証言：20 歳のとき（1936 年）鉄峙にいるとき、フランスの軍艦三艘が来て 30 人前後が上陸した。土壤標本を採取し、フランス語を書いた紙をいれた壙を地下に埋めた。フランスの国旗を掲揚し島に住んでいた我々 5 名の漁民が旗の下で写真を取られた。そのとき私は手に二胡を持っていた。その後フランス人は我々を軍艦に連れて行った。軍艦にはベトナム人兵がいた。フランス人が去ったあと、彼らが地中に埋めた壙は掘り出して捨てた。その後 10 日ほどして、ZLD（龍樓公社星光大隊）が盛興号（船主 HXX）に乗つてやってきて、フランスが掲揚した国旗を引き摺り下ろした。フランスはこのことを問題にしたので、国民党政権は文昌県に打電して、この人を取り調べた。（口述 4+附属資料）

m. ベトナム関係証言：南沙でベトナム漁船は見たことがない。ベトナムの漁船はとても小さく近海で創業できるが、外洋に敢て出ることはない。

4-1 WAH（口述 4+附属資料）

- a. 履歴：WAQ の兄、シンガポール在住、1977 年時点で既に他界。
- b. 履歴：1928 年に WAQ とともに南沙で漁業を始める
- c. 履歴：WAQ とともに鉄峙に住み、フランスに写真を取られた。

4-2 王安榮 WAR（口述 4+附属資料）

- a. 履歴：WAQ の堂兄。
- b. 履歴：WAQ とともに鉄峙に住み、フランスに写真を取られた。

4-3 王安積 WAJ（口述 4+附属資料）

- a. 履歴：東郊公社良田大隊。タイ国在住、生死不明。
- b. 履歴：WAQ の堂兄弟。
- c. 履歴：WAQ とともに鉄峙に住み、フランスに写真を取られた。

4-4 黃信金 WXJ（口述 4+附属資料）

- a. 履歴：文教公社、生死不詳。
- b. 履歴：WAQ とともに鉄峙に住み、フランスに写真を取られた。

口述 5

5-0 KJY

- a. 口述 5 のインフォーマント。
- b. 履歴：瓊海県潭門公社草塘大隊。
- c. 履歴：1977 年に 71 歳。
- d. 履歴：23 歳のときに（1929 年）に南沙へ行って漁業に従事する。
- e. 履歴：その後 2 年連続で小奈羅島に居住。その後は行って帰る。解放直後もまだ南沙にでかけていた。
- f. 漁業史関連証言：漁船の乗員は 20 数名。4 艘の小舢舨を帶同。一艘に 4 – 5 人が乗り、海に降りて作業。大船には 3 人だけ残る。
- g. 漁業史関連証言：南沙に来たとき、文昌県保陵港の FHH と FHG の兄弟が鳥子峙に住んでいた。彼らは、鳥や亀や貝の干物を作っていた。
- h. 漁業史関連証言：文昌県の漁民には 3 代皆南沙での漁を生業にしていると聞いていたが、F 家の三兄弟（上の二人プラス FHN）を見て納得できた。南沙に最初に来たのは文昌の人で、我々瓊海の人間は彼らの後について南沙に来て漁業を始めるようになったと聞いている。
- i. 漁業史関連証言：潭門港から最初に南沙に来たのは、草塘上教坡の何大豊ら 20 数人で同治 10 年（1871 年）のことであった。文昌の龍樓公社の漁民は潭門の漁民より早くに南沙に来ていた。何大豊らは龍樓の漁民に南沙に連れてきてもらい、その後、何大豊は潭門港の漁民を南沙に案内した。
- j. 漁業史関連証言：小奈羅に住んでいたのは私以外では石玉礁、林清など 4 人で、同じ小舢舨の乗員であった。そのほか文昌の人が鳥子峙、奈羅、羅孔などに住んでいた。
- k. 漁業史関連証言：当時、潭門港から南沙に来ていたのは、瓊海の漁船が 4、5 艘、文昌の船が 4、5 艘であった。
- l. 漁業史関連証言：日本人は東北を支配してから陸續と南沙にやってきた。日本の機帆船は我々の漁船より速いので、こののち南沙に来て漁をする文昌の船は減っていった。
- m. 漁業史関連証言：1953 年に南沙に出かけたとき、黄山馬は一面黄旗であった。我々漁民はそれを引きちぎっておろした。この年、フィリピン兵、日本と台湾の船が南沙に来た。
- n. 日本関連証言：小奈羅に住んでいたとき、日本人が放棄していったトタン板で部屋を作って住んでいた。住み始めて 2 年後（1930 年ごろ）日本人がやってきて我々が捕獲した海産物や育てた青菜を奪っていった。日本人は以前、小奈羅で鳥糞を採取していた。
- o. 日本関連証言：1933 年にフランスの軍艦が去ってからまもなく日本の軍艦がやってきた。彼らは武器を持っており、脅されたので島を離れた。日本人は 400 人以上いて、200 人以上がクーリーで多くが台湾人であった。

p.フランス関連証言：26-27 歳のころ（1933 年前後）フランスの軍艦がやってきて島に上陸した。フランスは国旗を 2 面持ってきて、一つを大奈羅の樹上に掲げ、もう一つを記念日に小奈羅で掲揚するように我々に要求した。また字を書いて酒壇に入れてどこかに隠した。フランスが去ったあと、我々 4 名（ママ）は旗を引きおろし旗竿をへし折った。

口述 6

6-0 CSF

- a. 口述 6 のインフォーマント
- b. 履歴：HXX の船に乗ってベトナムに出かけたことがある。許可証がなかったので、船の上で働いた。一艘の船に 1、200 人の乗客を乗せられた。

6-1 HXX

- a. 履歴：文昌県文教公社后田村人。
- b. 履歴：インフォーマントより十数歳年上。
- c. 履歴：大船主であり、南沙諸島の公螺をシンガポールで販売し、少なくとも 2、30 万元銀洋を設けて富を築いた。当時このようなビジネスが出来る人はほかには居なかつた。HXX と兄の HXS は、北海で公螺を取ることを専門とする三艘の紅頭船を所有していた。どの船も三本マストで二十数人の乗員（船工）があった。乗員は皆東郊の人であった。

口述 7

7-0 HDP

- a. 口述 7 のインフォーマント
- b. 履歴：HXX の息子。1934-35 年ごろに 10 数歳。

7-1 HXX

- a. 履歴：18 歳のとき（1888 年）に船の仕事を始める。伯父とともに出資して、小船を購入して、清瀾と文教の間の石灰とレンガの運搬に携わる。彼は字を知らず早くから仕事を始め、のちに万寧、陵水で舵取りとなった。金が貯まると資金を出し合って万寧で船を購入し万寧、陵水から文昌へ木材を運搬した。「大繩」、「頭碇」、「阿班」、「火表」を勤め、最後に船主となつた。
- b. 履歴：30 歳過ぎに（1900 年ごろ）資金を出し合って船を購入し、西沙、南沙へ出漁した。その後何度も西沙、南沙へ行った。南沙で取った鳥、蠔、魚翅を干したものシンガポールの九八行（仲買）の黄卓如のところに運んで販売した。シンガポールにいるときインド洋から運ばれてくる公螺の価格が高いのを見て、仲買に南沙の公螺を買わないかとたずね

たところ、いくらでも買うとの答を得て、南沙の公螺を取ってシンガポールで売るようになった。これで多大な利益を得た。彼がこの商売を始めたのは 40 歳過ぎのころ（1910 年前後）であった。

- c. 履歴：日本が降伏する 2、3 年前に 73 歳で他界した。

7-2 HQH

- a. 履歴：HXX の義理の息子
- b. 履歴：1977 年に 80 歳過ぎ。
- c. 履歴：漁師とともに北海に出かけて船の上で帳簿の管理をした。

7-3 HSX

- a. 履歴：HDP の堂哥、1934-35 年ごろ 20 歳過ぎ。
- b. 履歴：西沙、南沙に住んでいたことがある。あわせて 5、6 年住んでいた。ほかにも北海に長期で住む人がいたが、一艘の漁船が南沙に滞在させるのは多くて 5-6 人であった。
- c. 履歴：1934-35 年ごろ、島に滞在しているときに米が欠乏し、通りかかった日本船に海産物を渡し米やタバコと交換したことがある。

7-4 HDZ

- a. 履歴：HXX の長男。
- b. 履歴：20 歳過ぎたころ（1914 年ごろ）に南沙に漁にでかけた。
- c. 履歴：1930 年ごろ父に代わって西沙、南沙の漁業を管理するようになつたが、次第に事業は衰退した。
- d. 履歴：1936-37 年に 44 歳で他界した。
- e. フランス関連情報：彼が 3、40 歳のころ、フランスの軍艦が南沙に来て、黄山馬などの島に国旗を掲げ、島に住んでいる中国漁民に彼らのために国旗を掲揚するように要求した。夜間に国旗を引き摺り下ろし、竿をへし折った。それを知ったフランス軍艦が向かってきたので旧式の火器で砲撃したところ、命中しフランス軍艦が損傷した。フランスが国民政府に調査を要求したので、南京政府が人を海南島に派遣し自宅まで調査に来たが、調査官に賄賂を贈り、帆船に武器があるわけがないと否認して事なきを得た。

口述 8

8-0 LAL

- a. 履歴：文昌県龍樓公社龍新大隊
- b. 履歴：1977 年に 74 歳。
- c. 履歴：22-25 歳まで（1925-28）に 4 回南沙へ漁に出かけた。同じ船で行った漁民は 24、

5名。MQZ、FYX、FGHなど（ほかは省略）。

d. 漁業史関連情報：北海の黃山馬、南密、第三、鉄崎にはみな我々漁民の先輩が植えた椰子がある。これらの椰子は皆樹齢7、80年ものである。黃山馬には100年を超えるものもある。羅孔の椰子は4、50年である。

漁業史関連証言：南沙では、公螺、蠔、海亀、海参を取って、西南風が吹いたら南沙から西沙を通って海南に帰った。一度だけ公螺、海参を運んでシンガポールに行った。海亀や干した蠔や干した鳥は南沙から直接清瀾に運んだ。シンガポールから帰るときは、南沙を通らず、崑崙、外羅を経て清瀾に戻った。

e. 日本関連情報：初めて南沙に出かけたとき（1925）、龍樓を出発して西沙諸島に数日停泊した。日本人と台灣人が吧注（永興島）に住んでいるのを見た。犬や猫や牛を飼っていた。北海に到着すると、日本人、台灣人、それから朝鮮人が黃山馬（太平島）で土を掘っていた。奈羅にも日本人がいて大きな穴を掘っていた。何のためかは知らない。日本人は黃山馬に三、四の建物を立てていた。木造で屋根はトタン板。100人以上が住んでおり、みな台灣人であった。台灣人は日本人のために仕事をし、土を掘ったり、運んだり、コックをしたりなんでもしていた。台灣人が日本人をやっつけようと言って来ることもあった。

口述9

9-0 FGH

a. 履歴：文昌県龍樓公社龍新大隊昌美村

b. 履歴：1977年に72歳。

c. 履歴：24、5歳から30歳過ぎまで（1929～1937）。7、8年南沙で漁業に従事した。

d. 漁業史関連証言：毎年旧暦11、12月に出発し翌年4月に戻ってくる。船の乗員は20-22人。普通は出発前に賃金を受け取る。賃金には、数十元から百数十元まで等級があった。たとえば賃金が100元なら、まず50元を受け取り、残りの50元を出資金とする（「入股」）。「入股」は口頭の信用であり、契約書はなかった。漁から帰って儲けがあれば上乗せし、損していれば差し引かれる。

e. 漁業史関連証言：南沙に行く紅頭船は三本マストであり、積載量は7、800担。漁船は4艘の小艇を帶同。文昌から南沙に行く船は6、7艘、瓊海から行く船はもっと多かったが船数は知らない。

f. 漁業史関連（活動範囲）証言：南沙の島にはすべて行ったことがある。毎回決まった同じところに接岸するのではなく、そのときの風向きを見て、都合のよいところに接岸した。南沙では、公螺、蠔、海亀、海参を取った。人は船の上に住み、島上に薪を取りに行ったり水を汲みに行ったりした。

g. 漁業史関連証言：南沙で取った公螺は、シンガポールに運んで販売した。シンガポールでを売ったあと、灯油やチーク材やビスケットを買ってベトナムの広義へ運んで販売した。

それからベトナムで米を仕入れて海南島に帰った。外羅から海南島の大洲までやく一昼夜、かかる二日である。

- h. 漁業史関連（活動範囲）証言：黄山馬、鳥子峙、鉄峙の水はどれもよい。奈羅の水は少し違う。奈羅は上下ともに水が得られる。
- i. 漁業史関連証言：島にわらぶき小屋（「草棚」）を作つて滞在する漁民もいた。一つの島に1、2人である。彼らは翌年の4月には帰らずにその三年目の4月に西南の風が吹いたら戻ってくる。数年してからようやく戻ってくる者もいる。食糧や生活用品は「東家」が送る。島に住むものは、海産物を取るだけでなくその乾燥加工も行った。島に住むものは一人一年で一千元光洋（7銭2の光洋）を稼ぐことができた。当時島に住んでいたのは次の人たちである。黄守居HSJ、東郊公社の人、鳥子峙などに居住。FHH、龍樓公社の人、鳥子峙などに居住。FHG、鳥子島などに居住。WDB、龍樓公社山海大隊天賜村、奈羅島などに居住。HSX、東郊公社の人、黄山馬、鳥子峙などに住んだことがある。ほかにも東郊の人が羅孔などの島に住んでいた。
- j. 日本関連証言：日本人は黄山馬で燐鉱を採取していた。埠頭に通じる鉄橋を作り、10ほどの建物をトタンと瓦で建設した。黄山馬にいた日本人は多くない。季節がよいと大勢居るが、よくないと10数人である。このほかの島では日本人は見なかつた。
- k. ベトナム関連証言：ベトナムの漁船が西沙や南沙に漁をしに来るのを見たことがない。
- l. フランス関連証言：30歳のころ（1930-34ごろ）に FHG から直接聞いた話であるが、彼が鳥子峙に住んでいたころ、フランス船が来てフランス人が上陸して国旗掲揚のための旗竿を立てて彼に国旗を揚げるよう命じた。フランス人が去ったあと国旗を破いてズボンにした。

口述 10

省略

口述 1 1

11-0 ZKM

- a. 履歴：瓊海県潭門公社草塘大隊
- b. 履歴：1977年に58歳。
- c. 履歴：小さいころから漁業に従事し、12歳（1931年）で西沙に漁に出て、18歳（1938年）で南沙にでかけるようになった。日本が海南島を占領している間は中断したが、解放後はまた南沙に漁に出かけた。
- d. 漁業史関連証言：2度、南沙から公螺をシンガポールに運び、シンガポールから灯油を海南島に運んだ。

- e. 漁業史関連証言:最初に南沙にでかけたときの漁船は 500 担強の積載量で、三本マスト、5 艘の小舢舨を帶同していた。船主は王家錦、船長（舵工あるいは大工と称す）は王国符、乗員は全部で 22 名。
- f. 漁業史関連証言 : 当時南沙群島に出漁していた漁船は十数艘、漁民は皆文昌の人か瓊海の人。
- g. 漁業史関連証言：南沙では海参、公螺、海亀などを取った。
- h. 漁業史関連証言：文昌の漁民には鉄崎に長期滞在するものが居て海産品を乾燥加工していた。

口述 12

省略